

放課後こども教室ICTシステム運用業務委託事業者選定要領

1 趣旨

放課後こども教室 ICT システム運用業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する事業者の選定にあたり、選定の方法、審査基準及び審査方法を定めるものとする。

2 選定の方法（書類選考）

放課後こども教室 ICT システム運用業務委託事業者選定については、実施要領に定める提出書類により総合的に審査する。

3 審査基準

審査は提出書類等を相互に比較考量し、「放課後こども教室 ICT システム運用業務委託選定基準」に基づき、次の項目を数値化した「放課後こども教室 ICT システム運用業務委託事業者公募選定評価表」により評価点の最も高い者を事業者として選定する。

- (1) 業務実績及び業務理解について
- (2) 導入体制について
- (3) システム機能について
- (4) 運用・保守について
- (5) セキュリティ対策について
- (6) 使用料について

4 審査方法

放課後こども教室 ICT システム運用業務委託事業者選定委員会を設置し、放課後こども教室 ICT システム運用業務委託事業者公募選定評価表に基づき審査する。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（合計の6割）を満たしていると判断した場合は受託候補者として特定する。

5 その他

(1) 虚偽の記載等

申請書類等に虚偽の記載があった場合、及び審査において虚偽の事実が判明した場合は無効とし失格とする。

(2) 提出書類

提出された書類は一切返却しない。

6 施行期日

この要領は、決裁のあった日から施行する。